|県内の最低

-)最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。
- 地域別最低賃金は、全ての労働者(年齢や、パート・学生アルバイト等の雇用形態に関係なし。)に適用されます。
- 特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の事業場で働く基幹的労働者(注)に適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定(産業別)最低賃金が適用されます
- 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

必ずチェック! 最低賃金 使用者も、 労働者も。

●地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日
石川県最低賃金	833	令和2年10月7日

●特定(産業別) 最低賃金(注)

_					
No.	最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日		
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・ リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の 金属製品、はん用機械器具、生産用機械器 具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、 産業用電気機械器具製造業最低賃金	922	令和3年1月10日		
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分 品製造業最低賃金	922			
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、 民生用電気機械器具、電子応用装置、 情報通信機械器具製造業最低賃金	870	令和2年12月31日		
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	865			

- 〇上記のほか、石川県の区域には次の特定(産業別)最低賃金が定められていますが、石川県最低賃金の金額の方が高いため、 同最低賃金(時間額833円)以上の賃金を支払う必要があります。
- 5「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」 時間額782円(発効日:平成29年12月31日)
- (注) 適用業種の詳細及び適用除外労働者については、裏面の対応する番号の欄をご覧ください。
- ◇ 最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。
- ◇ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。 具体的には、次の賃金は除外されます。
 - (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

 - (2) 臨時に支払われる賃金(結婚手当等)(3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
 - (4)時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ◆賃金引上げを支援する「業務改善助成金(中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金)」をご 活用下さい。
 - ≫ 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、そのかかった費用の 一部を助成します。
 - ≫ 詳しくは、「石川働き方改革推進支援センター」へご相談ください。

石川 働き方改革推





5川労働局

>最低賃金に関するお問い合わせ…労働基準部賃金室(☎076-265-4425)

➤助成金に関するお問い合わせ……雇用環境·均等室 (☎076-265-4429)

https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/

特定(産業別)最低賃金の適用業種及び適用除外労働者



No.	適用業種(日本標準産業分類による)	適用除外労働者	
1	① 金属素形材製品製造業(粉末や金製品製造業を除く。) ② ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③ その他の金属製品製造業(打ちはく製造業を除く。) ④ ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤ 一般産業用機械・装置製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。) ⑥ その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦ 農業用トラクタ製造業 ⑧ 建設機械・鉱山機械製造業(建設用ショベルトラック製造業を除く。) ⑨ 繊維機械製造業(工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む。)を除く。) ⑩ 生活関連産業用機械製造業 ⑪ 生活関連産業用機械製造業	 ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 	
2	① 自動車・同附属品製造業② 自転車・同部分品製造業③ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所④ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、 箱詰め、洗浄、パリ取り、巻線、組線、かしめ、穴 あけ又は取付けの業務(これらの業務のうち流れ作 業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者	
3	① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ② 民生用電気機械器具製造業 ③ 電子応用装置製造業 ④ 情報通信機械器具製造業 ⑤ 前記②又は③の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 ①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは 操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、か しめ、取付け、包装又は箱詰めの業務(これらの業 務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主と して従事する者	
4	① 百貨店,総合スーパー② 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所③ 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記 ①に掲げる産業に分類されるものに限る。)	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	
5	② 化学繊維紡績業 ③ 毛紡績業 ④ その他の紡績業 ⑤ 染色整理業(織物整理業、織物手加工染色整理業を除く。)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管券支援を、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色、精練の準備、網・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者	

(R2. 12)